主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人山田正一の上告趣意第一点について。

所論は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由に当らない (売春防止法第一〇条にいう「売春をさせることを内容とする契約」は、売春が婦 女の自由意思による場合でもこれを含むと解すべきであつて、婦女を強制して売春 をさせる場合のみに限定する所論は独自の見解にすぎない。被告人の所為を同法第 一〇条の罪に該当するとした原判断は相当である。)。

同第二点について。所論は、量刑不当の主張であつて、適法な上告理由に当らない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、 主文のとおり決定する。

昭和四一年一〇月二〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	松	田	=	郎
裁判官	岩	田		誠